

2002年5月20日

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
環境省廃棄物リサイクル対策部企画課御中

廃棄物・リサイクル基本問題に関する意見

住 所 東京都豊島区北大塚2-29-5

大塚ダイカンプラザ1階

環境市民ひろば内

電話：03-5907-1411 FAX:03-5907-1412

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

I 廃棄物の定義について

1. 中間取りまとめ3(1)②アの末尾記載のバーゼル条約やEU指令のように客観的要素を加味する見解に賛成である。「処分が予定されているもの」という処理義務者の主観的な基準と同時に、処理義務者あるいは占有者の主観を排した客観的な基準による定義をすることが必要である。すなわち「処理を要するもの（「要処理物」）」として、使用后、使用前、または使用中を問わず、そのまま放置すれば周辺環境を汚染し、公衆衛生を悪化させ、あるいは人の生命、身体の安全を脅かす等の危険があるため、適正に処理することを要するもの、とする。

「要処理物」に該当するかどうかは、その物の量あるいは質により判断されるべきである。すなわち量が多いか、あるいは質に問題があって、放置すると環境、公衆衛生、安全等に悪影響を及ぼす場合に、「要処理物」として法の対象物とすべきである。

リサイクル、リユース可能物も含むものとする。

その理由は以下の通りである。

- (1) すなわち、これまで、処理義務者あるいは占有者が使用価値があるなどを理由に、廃棄物処理法の網をくぐり抜け、環境、公衆衛生、安全等を脅かしてきた。それを防止するためにリユース、リサイクル、適正処理などを行うことを要するものは、「要処理物」として法の対象にすべきである。
- (2) また、客観的に価値があり、有価で取引されているものであっても、放置されるという現象はある。例えば、廃タイヤが酸化剤や補助剤としてリサイクル可能であっても、現実に環境、公衆衛生、安全等を害する危険のある状態で放置され

ていることもしばしばある。このような放置をゆるすべきでない。

現に、野積みされた使用済みタイヤについての厚生省課長通知（衛産第65号）、同室長通知（衛産第95号、中間取りまとめ添付資料）等で、特定のものについては、これまでの廃棄物概念を超える形で運用されてきた。むしろ、この運用を率直に認めて、客観的な基準を設ける方がよい。

なお、廃棄物処理法違反には刑事罰が課される場合が少なくないが、刑罰を課す場合には、罪刑法定主義の立場からは、対象物の定義、範囲は明確にしておかなければならない。しかし、そのことと、刑事罰以外の場面で、法の適用範囲を定める際に、裁量を認めることは認められる。

2. 気体状のものについて、中間取りまとめ3(1)②エは、管理可能性がないこと等から新たに廃棄物として取り扱うことは困難であるとするが、気体状のものの中でも、容器等の中に残存するものは管理可能性があるのであるから、これも廃棄物として取り扱うべきである。
3. 残土問題の深刻さから、土砂について、一定の場合に廃棄物に含めることについては賛成である。

II 廃棄物の区分について

1. 廃棄物の区分（一般廃棄物、産業廃棄物）を見直すことについては賛成である。
2. しかしながら、中間取りまとめ3②ア（イ）「性状等を考慮した区分の考え方」
「現在の一般廃棄物と産業廃棄物の区分における個別の問題（略）に対応して、廃棄物の効率的処理を図る観点から、例えば同一性状の廃棄物については同一の区分として処理を可能とする等、性状、排出量、処理困難性等も考慮して個々の廃棄物の振り分けを見直すことも併せ考えるべきである。」については、現状では、問題がある。

その理由として、産業廃棄物処理施設が十分に建設されていない現状において、一般廃棄物処理施設への産業廃棄物の受入れを安易に認める結果となるからである。もし、安易に受入れを認めると、処理責任を有する要処理物の発生者が市町村の一般廃棄物処理施設に搬入することで責任を果たしたとし、結局適正処理責任が市町村に転嫁されることになって、自己処理責任を曖昧にする結果となる。また、安価に処理を引き受けることとなると、リサイクルに回すべきものを安易に焼却等の処理するおそれがある。さらに、処理に関する適正な競争を損なうことにもなりかねない。

これ以外にも、一般廃棄物処理の広域化、処理施設の大規模化を促進して、住民にとって望ましい要処理物処理から、事業者にとって望ましい要処理物処理体制にシフトするおそれがある。

逆に、産業廃棄物施設に一般廃棄物を投入する施設を建設するという一方で、市町村に住民合意手続を行わせ、あるいは住民に半ば合意を強いる結果となるおそれがある。

3. もし、認めるとすれば、次の点を踏まえた場合のみ許されると考えられる。
 - 1) 事業過程から発生する要処理物は、やむを得ない場合に限定して、市町村の設置する施設で処理することを認める。「やむを得ない場合」は限定解釈されなければならない。
 - 2) 1) の場合にあっては、事業過程から生じる要処理物の処理を行うことについて、住民の合意をえること。
 - 3) 事業過程から生じる廃棄物を主として処理する民間施設に家庭から生じた要処理物を併せて処理する場合には、地域内処理の原則を維持し、住民のリユース、リサイクルを促進することができるように、住民に自覚を促せる範囲での処理でなければならない。

III、廃棄物処理施設・業に対する規制について

1. リサイクルであるから、その事業、施設に対する規制を緩和することには反対である。理由は以下の2点である。

前述のとおり、これまで、これまでもリサイクルを名目とする廃棄物の不法・不適性処理が横行してきた事実を抜きにして、制度を組み立てることはできない。「不適正処理の温床とならないよう」運用すべきであるとする、リサイクル施設についての再生利用認定制度に対する国会審議時の指摘を配慮すべきである。事態は依然として変わっていないのである。
2. 廃棄物の広域的処理は、廃棄物が住民、事業者の眼から遠くなり、見えにくくなり、大規模化を意味するものであるから、廃棄物の発生抑制、排出抑制ないし適正処理の観点からは慎重であるべきである。
3. 地域による特質があることから、従来自治体による規制は維持されてよい。しかしながら、要処理物の性質から、自治体による共同事務化ということも考えられてよい。

IV 排出者責任及び拡大生産者責任等について

1. 一般廃棄物について、排出者責任を強化すべき点については賛同する。
2. 排出者である家庭に対しての「有料化」については、家庭ごみの発生抑制対策を家庭からの排出者に対してのみ有料化することで対処するということになれば、製品を設計・製造している生産・流通事業者の発生抑制、訂正排出のための努力を促進させることにならず、循環型社会形成基本法の原則に合わない。家庭からの要

処理物の排出者としての国民、住民に費用を負担させるならば、以下のようなことが前提とならなければならない。

1) 廃棄物の「排出」については、単に最後に排出する者の責任だけでなく、生産・流通等させる事業者の「排出」の責任も問うべきである。家庭から排出される廃棄物の多くは、それら事業者による生産・流通の結果であるが、製品の廃棄物減量化、リサイクルの容易化等について、家庭が取り組めることには限界がある。

2) 国民、住民がより廃棄物の発生抑制、適正処理等に関与できるよう、廃棄物処理にかかる情報の整備、公開を促進し、行政、事業者の処理を透明化が必要である。

もともと、現在、開示されている情報も少なくない。しかし、このような情報が、国民、住民にとって、利用しやすい情報となっていない。廃棄物・リサイクル情報の開示は遅く、国、自治体そして事業者の情報がシステム化されていない。廃棄物に関する情報の公表・開示の徹底、および国民のために必要な情報のシステム化が、排出者としての国民、住民の責任を課すこと的前提となる。

3. 不法投棄の処理に要する費用負担について、一般廃棄物に関しても生産者に負担を求めることには賛成である。
4. 拡大生産者責任を強化することにも賛成である。

以上